

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備が行われた。当該改正における委託者保護基金に関する経過措置について、従来の税制面の取扱いと差が生じることのないよう、所要の税制措置を行う。</p> <p>具体的には、改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができることとされている。そのため、租税特別措置法における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置を行う。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>金商法等改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金が農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金の業務を行うことができるとされており、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置が認められた場合、法人住民税、法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法施行令第39条の22において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	（初年度） － （ － ） （平年度） － （ － ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（平成2010年6月18日閣議決定）において、「2013年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。その中で、総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行するとされている。</p> <p>この総合的な取引所の実現に向けた制度整備として、今国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案において設けられた経過措置に関し、税制面においても所要の措置を講じ、「新金融立国」を目指す。</p> <p>（参考）</p> <p>○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋）</p> <p>VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト</p> <p>21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進</p> <p>「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。</p> <p>総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p>	
ページ		16—1

○日本再生の基本戦略（2011年12月24日閣議決定）（抜粋）

4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

（1）更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

○総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進

総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。

○金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年9月6日成立）

附則第4条の要旨

この法律の施行の際現に存する商品先物取引法上の委託者保護基金につき、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者のうち商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等の業務に係る金融商品取引業の登録を受けた一定の者に対し、投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができることとするほか、所要の規定を整備することとする。（附則第4条関係）

○日本再生戦略（2012年7月31日閣議決定）（抜粋）

IV. 日本再生のための具体策

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

（1）更なる成長力強化のための取組

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

[金融戦略]

総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す

（重点施策：アジアにおける我が国企業・記入機関・市場の地位確立）

我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。

（別表）日本再生に向けた改革工程表

（1）Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～金融戦略～

4. アジアにおける我が国企業・記入機関・市場の地位確立

（1）アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上

総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備

清算証拠金・口座の一元化や税制（損益通算）等の検討、実施

（2）施策の必要性

「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（平成20年6月18日閣議決定）において、「2013年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指すとされているところ。

この証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、改正法においてその制度整備が行われたところ。改正法附則第4条において、現行の商品先物取引法に規定する委託者保護基金に関する経過措置規定が設けられており、この経過措置を踏まえ、従来の税制面の取扱いと差が生じることのないよう、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、所要の税制措置を行う必要がある。

本要望に対応する縮減案	なし
-------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進</p> <p>商品先物市場の流動性の確保</p> <p>個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加
政策目標の達成状況	<p>現状、総合的な取引所は創設されていない。</p> <p>今般、証券・金融と商品とを一体として取り扱うことのできる総合的な取引所を実現するため、改正法においてその制度整備が行われた。改正法附則第4条において、現行の商品先物取引法に規定する委託者保護基金に関する経過措置規定が設けられており、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることないよう、従来の税制面の取扱いと同様の措置を講じ、総合的な取引所の創設を図る制度・施策の実施を図る。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	現在、商品先物取引業者は33社（平成24年5月28日現在、許可業者）であり、改正法附則第4条の経過措置は、総合的な取引所が創設された場合における既存の商品先物取引業者が対象となるため、現状では多くても33社の見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現状では、商品先物取引法第270条の委託者保護基金が行う同法第300条第1号及び第2号に掲げる業務につき、租特法第66条の11第1項第6号に規定する特定の業務として、その支出した金額につき負担金の損金算入の特例とされている。金融商品取引法における投資者保護基金についても同様に措置されている。改正法附則第4条の経過措置は、委託者保護基金が農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされるものである。当該経過措置に基づいた租税特別措置を設けることにより、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が新たな負担を強いられることなく、総合的な取引所へ参加できることになるため、当該措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	改正法附則第4条の経過措置に対応する措置であり、税法上、従前の租税特別措置における税制措置によって認められている措置（委託者保護基金、投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例）と同様の対応を要望するものであり、妥当なものと考えられる。また、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがないよう措置するものであり、妥当なものと考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—